

## “農のある暮らし”「飯能住まい」に関する Q&A

Q1： “農のある暮らし”「飯能住まい」とは、どのような制度ですか。

A1： 都市部へ通勤しながら自然が豊かな環境で子育てをするなど、“農のある暮らし”をされたい方が飯能市へ移住するための制度のひとつです。

Q2： “農のある暮らし”をしなければならないのですか。

A2： “農のある暮らし”「飯能住まい」は、“農のある暮らし”をされたい方を対象としております。

“農のある暮らし”をしないで飯能市に移住されたい方は、「飯能市空き家バンク」や「分譲宅地（保留地）販売情報」などを参考にしてください。

### ○飯能市空き家バンク

[https://www.city.hanno.lg.jp/kurashi\\_seikatsukankyo/akiya\\_reform/akiya\\_bank/3961.html](https://www.city.hanno.lg.jp/kurashi_seikatsukankyo/akiya_reform/akiya_bank/3961.html)

### ○分譲宅地（保留地）販売情報

お問合せ先：土地区画整理事務所 電話 042-973-8682

Q3： 住民票を移す必要がありますか。

A3： 飯能市に移り住んでいただくこととなりますので、住民登録の変更が必要となります。併せて、自治会への加入もお願いします。

### ○住民登録

[https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminseikatsubu/shiminka/todokede\\_shomei\\_kyoka/1382.html](https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminseikatsubu/shiminka/todokede_shomei_kyoka/1382.html)

### ○自治会

[https://www.city.hanno.lg.jp/kurashi\\_seikatsukankyo/jichikai\\_community\\_shiminkatsudo\\_chiikishinko/jichikai/index.html](https://www.city.hanno.lg.jp/kurashi_seikatsukankyo/jichikai_community_shiminkatsudo_chiikishinko/jichikai/index.html)

Q4： 飯能市に週末のみ滞在して、“農のある暮らし”をしても良いですか。

A4： “農のある暮らし”「飯能住まい」では飯能市に移り住む方を対象にして  
おります。

飯能市外にお住まいで、週末など短期間だけ飯能市に滞在することをお  
考えの方は、「飯能市空き家バンク」などをご利用ください。

Q5： 南高麗地区以外で、“農のある暮らし”ができますか。

A5： “農のある暮らし”「飯能住まい」とは、南高麗地区の一部を対象とした  
制度です。

南高麗地区以外で居住を希望する場合は、「飯能市空き家バンク」などを  
参考にしてください（Q2参照）。

なお、南高麗地区以外に居住しても、エコツアーへの参加や家庭菜園な  
どを行うことは可能です。

Q6： “農のある暮らし”では、どのようなことをやれば良いのですか。

A6： 次の4つの支援メニューがありますので、ご自分の農業に対する習熟度  
や生活スタイルなどに合わせて選択できます。

- ・農業体験参加型
- ・家庭菜園型
- ・農園利用型
- ・農地利用型

Q7： 農業体験参加型とは、どのような支援ですか。

A7： エコツアー等を通じて地域の農業を体験していただくものです。

○飯能市エコツアー

<https://hanno-eco.jp/>

Q8： 家庭菜園型とは、どのような支援ですか。

A8： 住宅敷地の空きスペースを利用して菜園を作っていただくものです。

Q9： 農園利用型とは、どのような支援ですか。

A9： 市民農園などを利用していただくものです。  
市内の市民農園のご利用についてのご相談は、飯能市農業振興課まで。

お問合せ先：飯能市農業振興課 電話 042-973-2122

Q10： 農地利用型とは、どのような支援ですか。

A10： 本格的な農業をしたい、あるいは就農したい方は、農地の利用権設定や取得<sup>\*</sup>が可能です。

※：農地の利用権設定や取得には、農地法等の手続きが必要です。

お問合せ先：飯能市農業委員会 電話 042-973-2122

Q11： 病院や小中学校、日用品が購入できる店舗は、近くにありますか。

A11： 地区内には南高麗診療所、南高麗小学校、南高麗中学校などがあります。  
また、地区内にコンビニエンスストアや近隣にスーパーマーケット等があります。車で10～20分の距離に百貨店や商店街があります。

Q12： 住宅を建築するためには、どのような手続きが必要ですか。

A12： まず、「飯能市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」に即して「優良田園住宅の建設計画」の認定を受けていただく必要があります。  
その後、都市計画法に基づく開発許可、農地法に基づく農地転用（建物敷地内に農地がある場合）、建築基準法に基づく建築確認などの手続きが必要です。

詳しくは、飯能市都市計画課 計画・まちづくり・移住担当まで。

お問合せ先：電話 042-973-2268